

○江戸川区高額介護サービス費等資金貸付条例施行規則

平成十二年三月二十九日規則第三十二号

江戸川区高額介護サービス費等資金貸付条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、江戸川区高額介護サービス費等資金貸付条例（平成十二年三月江戸川区条例第二十号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付金の額)

第二条 条例第三条の規定に基づく貸付金の額は、条例第一条に規定する高額介護サービス費等（すでに支給されたものを除く。）に相当する額とする。

(貸付けの申込み)

第三条 条例第四条の規定に基づく貸付けの申込みは、申込書に、居宅介護サービス事業者又は施設介護サービス事業者の発行した介護サービス給付費の内訳がある請求書又は領収書を添えて、区長に申し込まなければならない。

2 前項による貸付けの申込みの際には、江戸川区介護保険被保険者証を提示しなければならない。

3 貸付けの申込みは、高額介護サービス費等の支給申請と同時に行うものとする。

(貸付けの決定)

第四条 区長は、前条に規定する貸付けの申込みがあったときは、貸付けの資格要件等について審査のうえ、貸付けの可否を決定し、通知書により申込者に通知する。

(資金の交付)

第五条 前条の規定に基づき貸付決定の通知を受けた申込者は、借用証書に、高額介護サービス費等の受領委任状を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の借用証書等の提出があったとき、資金を交付する。

(貸付金の清算)

第六条 条例第七条第三項に規定する貸付金を清算する場合は、区長は、不足又は超過する金額を借受人に通知するものとし、不足額については、借受人は、指定期限までにその不足額を納付しなければならない。また超過額については、借受人に返還するものとする。

(届出事項)

第七条 借受人（本人死亡の場合は、相続人）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに区長に届け出なければならない。

一 借受人が住所又は氏名を変更したとき。

二 借受人が死亡したとき。

(報告)

第八条 区長は、必要と認めたときは、借受人に報告を求めることができる。

(様式)

第九条 この規則の施行について必要な様式は、法令に定めるもののほか、別に区長が定める。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。